

広報

# YOUNGSMILE

発行に寄せん

昭和三十九年「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が制定され、今日までにこの条例を、社会情勢や青少年を取り巻く環境の変化に応じて必要な改正を行ってまいりました。

最近では、「青少年向け携帯電話端末の推奨制度」、「青少年が利用する携帯電話のフィルタリング解除手続の厳格化」などを盛り込んだ条例改正を行ったほか、「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針」を制定いたしました。

このように、条例改正に関することや、条例に基づく「優良映画・演劇等」の推奨等の各種制度のほか、条例の解説、相談窓口の紹介、青少年課が行う各種イベント等について、幅広く知っていただくため、「青少年」を意味する「youth」と「笑顔」を意味する「Smile」を組み合わせた「Youngsmile」を発刊することといたしました。

青少年（十八歳未満）を子供に持つ保護者の方や、青少年の育成分野に携わる方に、是非とも、この「Youngsmile」をご活用していただければと存じます。

東京都青少年・治安対策本部

総合対策部 青少年課長

平成24年8月  
創刊号



## 推奨優良演劇

- ◆ 作品名 ◆ 「the NEW KID 一転校生一」
- ◆ 製作者 ◆ 「NPO法人 JOY Kids' Theater」
- ◆ 公演依頼の申込み ◆ 下記のURLから公演依頼のお申し込みができます。

《概要》 「the NEW KID 一転校生一」は、学校を舞台に子供たちが抱える人間関係を描いたミュージカルです。

<http://www.joykids.co.jp/thenewkid>

## 大江戸舞祭のお知らせ！！

「心の東京革命」の取組の一環として、以下のとおり、東京都と大江戸舞祭2012実行委員会との共催により「大江戸舞祭2012～12回本祭り～」を開催します。是非、ご覧になってください。

- ◆ 日時：平成24年8月26日（日曜日）  
10時から17時まで
- ◆ 内容：大江戸ダンスコンテスト等
- ◆ 会場：都庁都民広場 都庁通り

<http://www.oh-edo.jp/>

 心の東京革命



# 条例相談窓口

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」では、「青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ること」を目的としており、また、この条例の中で、「深夜外出の制限」、「深夜興行場への立入制限」、「青少年向け携帯電話の推奨制度」、「青少年向け優良映画等の推奨制度」、「青少年の健全な育成を阻害するものとしての不健全図書類等の指定」などが規定されています。これらのことをQ & A形式としてご紹介することで、より分かりやすく、より多くの方に、条例の内容とその解釈について知っていただき、条例に基づく青少年の健全育成にご理解をいただきたいと思ひます。

Q

私は16歳の娘を持つ母親ですが、最近、この娘が深夜遅くに帰宅することがあります。理由を尋ねると、「友達と外出して遊んでいるだけ。」とのことですが、子供の深夜の外出について、条例で規制していることは何かありますか？

A

条例第15条の4で「保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。」と規定しています。これは、保護者の方に対して18歳未満の青少年（子供）を深夜に外出をさせないように努力義務として定めたものです。正当な理由とは、本人又は保護者、親戚等の病気や事故、旅行先からの帰宅等の突発的又は一時的なものが想定されますので、ご質問にある「友達と外出して遊んでいる」とした理由では、正当な理由には当たらないと解釈でき、この場合、保護者の方は青少年（子供）を深夜帯に外出をさせないように努めてください。

# インターネット・ケータイのトラブル相談窓口

作ってみよう!

## ファミeルール

インターネットや携帯電話等のトラブルから子供を守るためには、親子で話し合いながら家庭のルールをつくるのが大切です。ルールづくりについて楽しく学んでみませんか？

対象：小・中学生の保護者など  
時間：1～2時間程度  
場所：学校の会議室等  
経費：無料  
申込み問い合わせ先：ファミeルール事務局  
電話：0120-910-870  
FAX：0120-910-480  
メール：info@e-rule.jp  
公式HP：http://www.e-rule.jp/

こどもの  
ネット・ケータイのトラブル相談  
こたえ-110

子供がインターネットや携帯電話でのトラブルで困ったときの相談窓口です。保護者・学校関係者なども無料で相談できます。

電話相談 03-3500-5181  
月～金曜日 午前9時から午後6時まで  
土曜日 午前9時から午後5時まで  
(祝日及び年末年始を除く。)

インターネット相談は24時間受付可能  
http://www.tokyohelpdesk.jp/ (PC用)  
http://www.tokyohelpdesk.jp/k/ (携帯電話用)

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課  
連絡先 03-5388-3169  
条例・規則の全文等につきましては、東京都青少年課ホームページをご参照ください。

東京都青少年課

検索